

生存裁判連 二ユリス

第三五号 二〇〇八年五月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくし法律事務所
(〇七五-二四一-二二四四)

今年の総会、交流会は新潟 で開催!

生活保護の運動が高まる中で、裁判連の今年の第1
4回総会・交流会は、新潟市で開催することになりました。こ
の1年間の生活保護運動や各争訟の前進と課題を語り合いま
しょう。

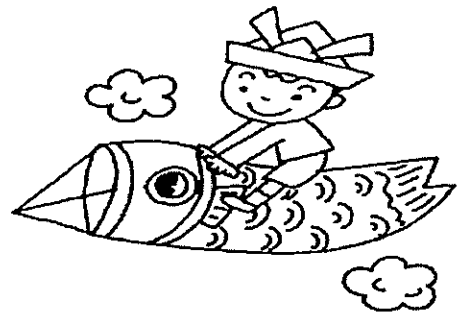
【日時】2008年9月7日(日)

【会場】新潟市総合福祉会館(新潟市中央区八千代1-3-1)

厚労省 通院移送費を不当に 制限!

厚労省は、滝川市の通院移送
費に関する不正受給事件を口実
に、3月3日に開催された社会
援護局関係主管課長会議におい
て、「通院移送費等の適正化対
策」を打ち出しました。その内容
は、「移送費の給付範囲について
は、原則として、国民健康保険の
例により、災害現場等からの救
急搬送、離島等に対応できる最
寄の医療機関に搬送する場合、
移動困難な患者であって、医師
の指示により転院する場合、移

植手術を行うための臓器等の搬出を行
う医師等の派遣、臓器等の搬送を行う
場合とする。この範囲で対応困難な場
合については、①身体障害等により電
車・バス等の利用が著しく困難な場合
と認められる場合、②へき地等で最寄
の医療機関であっても交通費が高額に
なる場合、③検診命令による検診、④
往診による交通費の場合に支給を限定
するとともに、受診する医療機関は原
則として福祉事務所管内の医療機関に
限る」とするものです。
この案がそのまま実施された場合、



現在通院移送費を支給されてい
る利用者にとって、医療治療を
受ける権利を侵害し、自立助長
から遠ざけるものとなることは
必至です。

【問題点①】医療移送費を制限す
る理由はない。

滝川市の事件は不正受給の問
題であり、移送費の問題ではな
い。移送費については厚労省は
月30,000円以上という一
部の利用状況を調査しただけで、
普通の利用状況の実態や影響は
調査していない。今回の制限案
は、バス、電車代等公共交通機
関により通院している多くの善
良な保護利用者の権利を、理由
なく奪うものである。

【問題点②】医療移送費を制限
は、傷病保護利用者の医療を受
ける権利を侵害し、自立から遠
ざけるもの。

傷病を理由に貧困に陥る人は
多く(保護開始理由中、「世帯主

の傷病」「世帯員の傷病」を合わせる
と42.8%[平成17年度]、した
がって生活保護利用者には療養を要す
る人が多いのが現状である(医療扶助
受給者「通院」は、1,076,71
0人(73%) [平成17年度])。こう
した実績から、「医療扶助運営方針」で
は、「疾病が貧困の主たる原因の一つ
となつている現状」という認識を示し
ています。通院移送費は、そのような
傷病者の医療を受ける権利を保障し、
病気を治して、一日でも早く自立する
為には不可欠の制度である。移送費の
制限は、生活保護利用者の医療を受け
る権利を侵害することになるものであ
る。

【問題点③】医療移送費を制限は、最
低生活を侵害するもの。

本来、生活扶助には通院移送費は含
まれていない。生活扶助における移送
関係の費用は、断酒会交通費などが限
定列挙されているに過ぎない。医療扶
助に於ける通院移送費が制限される
と、通院しようとするれば、生活扶助か
ら出さざるをえず、最低生活費の切り
下げとなる。

【問題点④】あまりに拙速な実施であ
る。
3月3日の全国課長会議で提起さ
れ、4月から実施というのは、移送費
を利用して通院している保護利用者の
生活を無視した、余りに拙速な実施で
ある。



生存権裁判の報告 東京の報告

弁護士 淵上隆

東京地裁において、原告12名に
よつて闘われてきた老齢加算廃止措置
取消訴訟(東京生存権裁判)は、本年
6月26日に判決言渡し期日を迎える。
本訴訟が東京地裁に提起されたのは
昨年2月14日、この日は朝日茂さん
命日にあたり、原告団員、弁護団員と
もども、この訴訟を「21世紀の朝日
訴訟」にしようと意気込んでの提訴で
あった。

本訴訟の第1回期日は昨年5月25
日、以後合計7回の口頭弁論期日を経
て本年3月24日に結審となった。実
質的な審理期間は1年に満たないもの
であり、超スピード審理となった。こ
のようなスピード審理を選択した理由
の1つは、この裁判自体が原告がいず
れも70歳以上の高齢の生活保護受給
者であり、早期に結論を得る必要があ
ると考えたことである。幸いにも原告
12名については、いずれも欠けるこ
となく結審の日を迎えることができた。
もう1つの理由は、裁判長を初めてと
する裁判体が本訴訟の進行に強い意欲
を示していたことである。本訴訟が係
属した時点で、裁判長の翌年度の異動
が予想されたところ、裁判長は自身が

担当している間に結審をして判決を書くことに意欲を示していた。原告弁護士としてはこの裁判長の強い意欲に賭けることとした。これは京都を初めとして東京訴訟に先行する各地訴訟原告弁護士団の理論の蓄積があったからこそ可能となったものである。

ただ、他方、十分に立証を尽くすことができないのかについて不安があったことも事実である。本来全ての原告の本人尋問を行いたかったが、人証調べの期日が1日しかとれなかったため原告3名のみ尋問となった。

以上



広島県の報告

弁護士 近藤いずみ

に十分な時間をとれない中でも専門家証人として金澤誠一佛教大学教授の証人尋問を実施できたことは大きな成果であった。同教授には、憲法25条が規定する「健康で文化的な最低限度の生活」の具体的内容を示すことなく、低所得者層との比較を根拠に決定された老齢加算廃止措置の不合理性を指摘していただくとともに、「最低生計費」についての提言をしていただいた。また、専門委員会委員であった布川日佐史静岡大学教授は原告側証人として老齢加算廃止措置の決定過程の問題点と廃止措置実施の違法性について広島地裁で証言されたが、本訴訟においても同教授の意見書と広島地裁での尋問調書を

書証として提出することができた。これらは我々にとつて強力な武器となったはずである。このようにして、後発であったにもかかわらず東京訴訟が全国に先駆けて判決を迎えることとなった。原告弁護士団としても、その責任の重大さについては自覚しているが、必ずや勝訴判決を得るものと確信している。

1 広島県の裁判は、訴訟提起から2年4ヶ月の本年4月15日に結審を迎えました。これに先だつ2月21日、老齢、母子、多人数それぞれの代表である原告2名の本人尋問と在り方専門委員会委員の布川教授の証人尋問が行われました。以下、私が担当した母子・多人数の原告代表である多比良佐知子さんの尋問を中心に、広島での人証調べの概要を報告します。

2 多比良家は、お母さんと長男・長女(平成19年2月当時高

1)・次女(同中1)・次男(同小4)の4人の子どもの5人家族です。打合せの際は、たいてい女の子2人が同席してくれていたのですが、いつも笑いが絶えず、明るくにぎやかな家庭という印象でした。

ところが、打合せを重ねるうちに、お姉ちゃんも中学の時から不登校で、妹さんも去年の秋ころから不登校、お母さんは、長年の心労に加え、平成19年4月、さらなる保護費の減額と長男・長女の進学問題が重なったストレスから、日常生活にも支障をきたすようになり、現在も通院治療を受けている、という母子家庭の深刻な実態が見えてきました。

私自身、提訴から2年を経て、今更ながら、ようやく母子家庭の本当の姿に気が付いた、というのが正直なところで、愕然としました。尋問の中では、一人で子どもを育てていく母親の負担、保護費減額が子どもに与える深刻な影響を明らかにすることを目標にしました。

多比良家では、平成19年春に長男・長女がそれぞれ、専門学校と高校に進学したのですが、新学期早々2人とも学校に行けなくなり、長男は、もともと大学進学を希望していたところ、経済的な理由から専門学校に進路を変えた経緯があり、結局、自分がやりたかったことと現実とのギャップが埋められなかったのが原因でした。長女は、中学時代から不登校で、進学後も同級生になじめなかったのが原因で、次女も中学進学後半年くらいたった時期から不登校になりました。多比良家では

子どもにお小遣いはありません。女の子2人は、同級生が話題にしていいる流行のファッションや、はやり音楽CDに話をあわせることもできず、友達とのつきあひもままならず、同級生に対し引け目を感じていようでした。進学の断念、友人との交流の断念、修学旅行やクラブ活動など学校行事・課外活動の断念など、子どもは、多くのことをあきらめていきます。他方、お母さんは、悩みを相談する相手がいなかったため、子育ての悩みを一人で抱えこむしかなく、解決の糸口は見つかりません。

老齢加算が廃止された生活保護受給者、老齢世帯と同様、母子ともに社会から孤立し、どんどん内にこもっていく実態がありました。尋問では、日頃、子どもさんたちがお母さんを氣遣って、自分たちの希望やそれが実現できない不満を言わないため、お母さんから、子どもがどれだけ多くのことをあきらめているかを話してもらったのが難しかったのですが、尋問担当者が交代する度に質問を重ねたので、裁判所もきつと分かってくれたと信じています。

多比良家では、体調の悪いお母さんに代わって、毎日のおつかい、炊事、洗濯、家計簿の作成等家事のほとんどをお姉ちゃんやっています。ただ、お姉ちゃんもまだ16歳の子どもですから、主婦と同等に家事がこなせるはずがありません。毎日、3食すべての食事を材料から作ることは難しいため、できあいの物も利用せざるをえず、食費の節約にも限界があります。食費をやりくりする

のが精一杯で、栄養はどうしても偏りがちになります。調理をするときも、料理の味付けはまだ難しいので、お姉ちゃんが野菜や肉を切つて下ごしらえをした後、卓上コンロをお母さんがいる居間のテーブルに準備して、お母さんが味付けをしています。お母さんが完全に家事から解放されることはありません。

母子家庭には、弱い点、不利な点が多々あり、母子がどんなに頑張っても、母子の力だけでは解決できず、他者の援助や費用をかけない限り、問題を抱えたまま、とにかく生きていかざるを得ない現実がありました。これこそ、加算の対象であった「特別需要」の中身で、尋問では、この特別需要が依然存在していることが、裁判所に伝えられたのではないかと思っています。

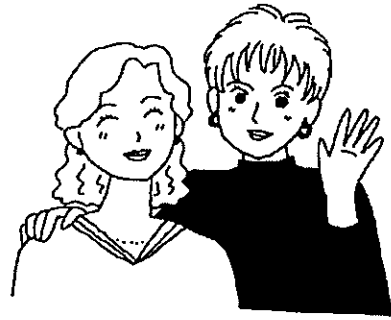
3 老齢代表の加藤さんの尋問では、加算減額前後で生活の変化を出すのが難しい中、この変化がよく出ていました。また、保護費の減額によつて、社会的なつながりがどんどん薄れていく中で、娘さんに借金を返していくことで、何とか人間関係を保ち続けていこうとしている話

が印象的でした。

4 原告2人の尋問後、布川先生の尋問が行われました。布川先生は、加算の減額・廃止という厚生労働省の措置は、在り方専門委員会の意見とは異なるものであることを指摘し、老齢加算も母子加算も二一ズそのものがある以上、すぐ元に戻すべきだと述べて、この裁判では、加算の減額・廃止という措置は、誤った対応だったという判決をお願いしたい、と結ばれました。

5 広島県の裁判は、平成17年12月に

原告32名で提起した裁判ですが、すでに4名の方が亡くなっています。裁判所が、原告の方の生活実態、布川先生の意見に真摯に耳を傾け、これまで原告らが求めてきた判決が出ることを信じています。



北海道の報告

生存権訴訟北海道弁護団

事務局長 中島 哲

ここ数年、全国各地で憲法25条を、生存権を守るための訴訟が次々と提起されておりましたが、昨年(2007年)の12月21日、遅ればせながらついに北海道でも生存権訴訟が提起されました。札幌地裁と釧路地裁での2カ所同時提訴です。

生存権訴訟は、全国的には、現在、生活保護老齢加算の削減・廃止の取消を求める訴訟と、母子加算の削減・廃止の取消を求める訴訟の2種類の訴訟が進行しておりますが、北海道では、このうち、母子加算の削減・廃止について、新たに全国的な闘いの一員に加わることとなりました。

北海道訴訟の特徴としては、母子家庭のお母さんに多く原告として訴訟に参加してもらっているということがあ

ります。提訴に参加したのは、札幌地裁で8人(のちに1人訴え取下)、釧路地裁で1人の、計9人のお母さん達で、これは母子加算削減取消訴訟の原告の数としては、最も多い部類に入ります。

12月21日の提訴日には札幌釧路ともに報告集会を行い、記者会見も開いたのですが、やはり、これだけのお母さん達が集まるのは絵になるらしく、マスメディアも全国から多数取材に来てくれて、翌日には複数の新聞にお母さんの写真付きで記事が載りました。弁護団としては、これだけの注目を集めていることをぜひ利用して運動に広がり結びつけていかなければならないと考えています。

これだけのお母さん達が集まってもらえたのは、原告団世話人代表の細川久美子全生連副会長の人柄によるところが大きいです。また、北海道の生存権訴訟が無事提訴に至ったのは、訴訟に理解を示し、支援をしてくれている人々の力によるところが極めて大きく、訴訟提起に先立つ10月20日には、北海道大学教授の青木紀先生を代表、名寄市立大学教授の高田哲先生を副代表とし、三浦誠一道生連会長を事務局長として「北海道生存権裁判を支援する会」が結成されました。支援する会は、支援の拡大に向けて、現在活発に活動をしているところとす。

このように多くの人々に支えられている北海道生存権訴訟ですが、その特色としては、老齢加算の訴訟がなく、母子加算に特化しているため、

憲法25条の視点だけでなく、子どもの権利の視点も取り入れる試みがなされている点が挙げられます。

生活保護についての訴えに対する世間からの逆風として、昨今はいわゆる自己責任論というのがあります。生活保護を受けているのは働かない本人の責任だ、貯蓄をしてこなかった本人の責任だ、病気を患って働けなくても、それは健康管理を怠った本人の責任だ……、何でも自己責任の一言で切って捨てられようとしています。

しかし、北海道弁護団は、子どもの権利の視点は、この悪しき自己責任論の逆風に対する切り札となり得るのではないかと考えております。なぜなら、子どもは親を選ぶことはできないのであり、自己責任論は誰がどこからどう見ても妥当しないことは明らかだからです。

2月12日には釧路で、2月29日には札幌で、それぞれ第1回口頭弁論が開かれ、我々北海道弁護団は、この視点も踏まえつつ意見陳述をしてきました。

第2回期日は札幌で5月2日、釧路で5月29日に、それぞれ開かれます。国からの本格的な反論が出てきて真のたたかいが始まるのは次回からです。

今後とも北海道生存権訴訟にご注目頂き、ご支持とご支援をよろしくお願ひ申し上げます。



反貧困フェスタ 2008開催!

弁護士 佐野就平

2008年3月29日、反貧困ネットワーク主催で、東京都千代田区の神田一橋中学校で、反貧困フェスタ2008が開催されました。参加・賛同は、団体・個人合わせて90以上にのぼり、企画総数は大小合わせて40以上の大イベントでした。「フェスタ」のネーミングのとおり、雨宮処凛さんと廣瀬純さんの対談、ワークショップ、シンポジウム、フリマ、展示、労働や生活保護等のよろず相談、屋台、音楽やパフォーマンスのステージ企画など、盛りだくさんでした。マスコミも何社も取材し、テレビカメラも入り、国会議



員も来ておりました。参加者は1600人を超え、どこも盛況でしたので、大成功ではなかったかと思えます。

ご存知のとおり、生活保護問題、クレジットサラ金などの消費者被害・多重債務者問題、日雇い、派遣、偽装請負、ワーキングプアなどの労働問題など、これまで個別に運動が行われてきた諸問題が、実は「反貧困」というキーワードでくくられる同質の問題であることが明らかにになってきています。このようなイベントが企画されたのは、貧困が問題であるということを広く国民にアピールし、諸問題に取り組み団体、支援者等の広い連帯を図ることが目的です。フェスタという形は、誰もが気軽に参加しやすい形ではないかというところを追求した結果だと聞いています。実際に、ホームレスっぽい人や支援者つ

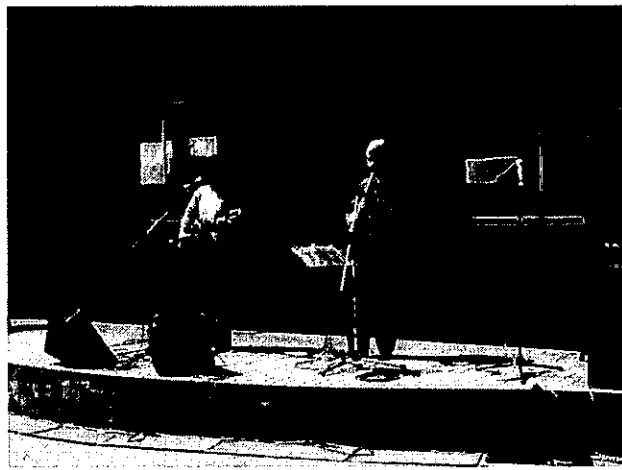


ぼい人だけでなく、小さな子どもを、個人の夢を奪っているという全く連れた家族連れや、高校生や大学逆の方向に進んでいることが問題な生つばい若者、カップルなどなど、であるとの指摘でした。少子高齢化幅広く参加されているのが目につきの問題もまた、「反貧困」に繋がるのでました。関西の司法修習生も数名参す。

しかし、単にお祭り騒ぎをしたわけではなく、労働と貧困の問題があるというところが実証されたと思いまんボジウムは200人くらい参加します。特に、多岐にわたる問題が貧困にたそうです。生活保護問題対策全国会議が担当した「そうだったのか！ 今更な縁のなかつた団体であろうと政生活保護マニアック講座」には、1党であろうと、壁を越えた幅広い連帯40人以上の参加があつたそうです。人それぞれの関心に応じて好き好きは、1つの示唆を与えたと思いまな企画に参加されていたと思います。よろず相談では、数十名が相談に訪れたとのことでした。生活保護申請マニュアルは、20冊販売されました！ステージ企画で、「ケンていましてが、全て売り切れていまザンとキハラ」が鮮烈デビューを飾りました。楽しみながら貧困を学ぶという趣旨は十分達成できたと思います。

さて、我が生保裁判連ですが、ホームレス法的支援交流会とのコラボが申請マニアルは、20冊販売されました！ステージ企画で、「ケンていましてが、全て売り切れていまザンとキハラ」が鮮烈デビューを飾りました。楽しみながら貧困を学ぶという趣旨は十分達成できたと思います。大阪の名物弁護士尾藤廣喜先生、キハラとはケンザンの尺八、キハラはギター

私が参加した（といっても、入れなかつたので外から窺っていただけです）上記のマニアック講座の2時限目では、金城学院大学の大山小夜先生が、2007年の日弁連訪欧調査に同行され、ドイツ、スウェーデンの社会福祉を調査したときの報告をされていました。大山先生は、「少子高齢化」という切り口から、ドイツ、スウェーデンを例に社会福祉のあり方を解説され、日本の社会福祉のあり方についての問題提起をされました。これも一見反貧困とは別の個別の問題にも見えますが、個人の生産性を上げることが少子高齢化対策に必要であるにもかかわらず、今の日本は個人の生産性を下げている



&ボーカルのセッションで、短い時間で2曲を披露しました。2曲目はキハラのオリジナル曲です。曲の間の長い挨拶、宣伝はご愛敬、ノリノリのケンザンは見物でした。

キハラは、太陽の下で歌うのは初めてで、とても緊張したらしく、もう2度と明るいとこではしない！とのためまっておりますが、ノリノリのケンザンはゴキゲンでしたので、今後は暗いところで披露して頂けることでしょう。

生保裁判連、やるときはやります！

稼働能力問題で認 容裁決！

弁護士 鎌田毅（法テラス安芸法律事務所）

処分庁（室戸市福祉事務所長）が稼働能力活用状況の評価を十分行わずに稼働能力不活用と判断し、生活保護申請却下処分を下したのは不適切、として原処分の取り消しを求めた審査請求認容裁決について紹介させていただきます。

1 事案の経過

平成19年11月5日 請求人（47歳）と弟（43歳）の二人世帯で保護申請

平成19年12月5日 就労困難との所見の出た弟と要通院及び就労可（普通労働）との所見の出た請求人との世帯を分離して、弟のみに対して保護開始決定。

平成19年12月20日 審査請求提起

平成20年1月16日 処分庁からの弁明書送達

平成20年1月18日 当方の反論書提出

平成20年2月5日 審査請求認容裁決

申請から申請却下に至るまでの経緯

2 申請から申請却下に至るまでの経緯

請求人は、糖尿病や高血圧により、体調が悪化し、申請前まで週に一度は通うことができていた職業安定所へも通うことができず、新聞の求人欄を確認するといった自宅での求職活動は行っていた。これに対して担当ケースワーカーは、職業安定所へ行くように、という指導を行うのみで、請求人が他に行っている求職活動について尋ねることはなかった。

3 当方の主張

「就労可」との所見が出され、福祉事務所が主に指導していた職業安定所へ行くことが出来ていなかったため、体調に合わせた求職活動を行っており稼働能力を十分活用している、という主張だけでは通りにくいと考えた。

一方で、担当ケースワーカーが職業安定所へ行っているか否かを問うのみで他の求職活動について調査した形跡が認められなかったため、求職活動状況の調査が不十分なまま原処分を下した、といういわば「調査義務違反」という主張も併せて行うこととした。

なお、原処分においては就労困難との所見の出た弟と要通院及び就労可（普通労働）との所見の出た請求人との世帯を分離して、弟のみに対して保

護開始決定を行い請求人の申請を却下しており、世帯分離の判断の是非という点も問題となるが、この点についても、結局のところ稼働能力活用の有無が問題となるため、軽く触れるに止まった。

4 処分庁の弁明

体調に合わせた求職活動を行うようにという指導を行ったにもかかわらず請求人がそれも行わなかったため稼働能力不活用と判断した旨の主張。

5 当方の反論

上記の弁明に対し、実際は職業安定所へ行くように、という指導を行うのみであったため、当方は、「体調に合わせた求職活動を行うように」という指導を行った」という点は反論書において否定し、その旨記載した請求人の陳述書もあわせて提出した。

6 高知県知事の判断

これに対して、高知県知事は「処分庁は請求人に対して求職活動を指導し、その求職活動の評価を行うべきにもかかわらず、請求人に対して求職活動を指導した記録もなく、その求職活動を誠実に行ったかどうかの評価等もほとんど記載されていない。」としてケース記録における就労指導状況に関する記載の不備を指摘し、「この記録及び検診の結果のみをもって稼働能力の不活用により原処分したこと

い。したがって、処分庁が法第4条第1項の規定による保護受給要件を欠くものとした原処分については稼働能力活用状況の評価を十分行わないまま行っており、不適切な処分と言わざるを得ない。」

として、原処分を取り消す旨の裁決を下した。

7 検討

本件においては、請求人に対する就労指導の記録や、請求人の求職活動状況に関する評価等に関する記録がほとんどなく、そのことが審査請求認容の理由となっており、しばしば指摘される、ケースワーカーが個々のケースに割くことのできる時間及び労力の不足、という問題点が改めて浮き彫りになったものといえる。

もつとも、当職は請求人が1回目の申請を行ったときから関与していたため、求職活動状況等について確認し、求職活動状況報告書の提出を促すなど、請求人に対して適切な指示を行っていたれば、1回目の申請で保護が開始され、わざわざ審査請求を提起する必要もなかったと思われる。当職の生活保護問題に対する経験不足を痛感する事件でもあった。

また、本件においては、担当ケースワーカーの不十分な調査に基づく判断が不適切とされたため争点とならなかったが、仮に請求人が体調不良とはいえ新聞の求人欄を確認する、といった程度の求職活動で十分なものとすることができると、争点となつた場合、当時の請求人の体調や生活状況（職業安定所等へ通うために要する労力など）につ

いてよほど詳細に主張していかねれば、林訴訟のように請求が棄却される可能性が高かつたように思う。



小豆島で「生活保護問題を考える集い」を開催!

事務局 皆本郁

2008年1月27日に香川県小豆島で「生活保護問題を考える集い」を、現地の実行委員会と裁判連の共催で開催し、約70人の方の参加がありました。

集会では、竹下事務局長が「生きる権利を守るーいま貧困を絶つためにー」と題する講演を行ったあと、裁判連事務局メンバーが講師となつて生活保護制度の学習会（「誰にでもわかる生活保護のイロハ」）を行いました。

翌28日は地域の集会に事務局メンバーが参加し、相談のあった世帯の生活保護申請に同行するとともに運用の改善について香川県小豆総合事務所と話し合いました。小豆島では2003年度・200

4年度に通常ではありえない急激な保護受給世帯の減があり、保護の運用に問題があるという事例報告が昨年の生活保護裁判連高松総会でなされましたが、今回の取り組みは小豆島で生活保護問題に取り組んでいるいくつかの団体やメンバーが集会実行委員会を作り準備したものです。小豆島のように急速な人口減、産業の衰退、高齢化が進む地域では、生活保護をめぐる問題はますます重要な課題となっています。今後現地の取り組みをサポートする体制を築いていく必要があります。



近畿生活保護支援法律家ネットワークの紹介

弁護士の吉田雄大

1 近畿ネットの発足
近畿生活保護支援法律家ネットワーク（近畿ネット）が2007年10月6日に設立されました。

近畿ネットは、2府4県（大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山）を対象エリアとして、専用電話（078-371-5118 オナヤマナイコレイヤ）で生活保護に関する相談を受け付け、名簿に登録した法律家（弁護士、司法書士）に配転し

ます。担当の法律家は相談者から詳細な事情を伺ったうえ、生活保護の申請に同行したり、不服申立（審査請求）を行ったり、行政訴訟の代理をしたり等といった活動をします。

同様のネットワークは首都圏（2007年4月）、九州（2007年9月）に続き、全国で3番目です。近畿ネットの設立後も、東北（2007年10月）、東海（2008年2月）という具合に次々設立されています。また、静岡など、都道府県単位で同様のしくみを立ち上げた地域もあります。

なお、まだ同様のネットワークができていない地域（四国、中国、北陸など）については、現在は既存のネットワークが可能な限りカバーしていますが、これらの地域にもできるだけ早い設立が待たれます。

2 近畿ネットには2008年4月7日現在、185名の法律家、実務家（大阪49、兵庫41、京都34、滋賀16、奈良16、和歌山10、その他地域・実務家・学者など19）が登録し、相談・支援活動にあたっています。

電話相談の受付時間は平日の午前10時～4時です（注：チラシには午前11時～午後3時と書かれています。正しくは上記です）。現時点で相談件数は300件を超え、生活保護を利用中の方、利用していない方の相談割合は概ね1:2です。法律家への配転件数も220件を超え、これまで20件近くの方が法的支援を受け生活保護の開始に至っています。

また、相談活動と平行して「実務研修会」も適宜開催し、ノウハウの共有化を図っています。次回（第3回）の実務研

修会は6月14日（土）の午後1時15分～午後4時45分の予定で、大阪・中央公会堂で開催されます。

内容としては、●当事者、法律家からの事例報告●アメリカ・ドイツの調査報告●貝塚市問題の報告●母子世帯への違法不当な運用を題材とした「初級講座」など、要領についての「初級講座」など、盛りだくさんのものを用意しています。法律家以外の方のご参加も大歓迎ですので、ぜひお誘い合わせの上ご参加ください（事前申込は不要です。資料代1000円）。

3 近畿ネットの電話相談は1日数件程度（2～6件くらい）で推移しています。各地のネットワークの設立が相次いでから以降、裁判連へのメール相談のうち相当数が流れているのではないのでしょうか。近畿ネットをはじめとするネットワークは、直接法律家の紹介を受けることができるという点が大きな魅力です。是非活用下さい。

近畿ネットのホームページアドレス <http://www.seiho-net.net/kinki/index.html>

